

## 会 議 録

審議会等の名称	令和元年第12回教育委員会（定例会）
開催日時	令和元年9月26日（木）14:00～15:17
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、佐内社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <p>（1）教育財産の所管換えについて</p> <p>（2）山口市立学校の部活動方針について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）令和元年9月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について</p> <p>協議事項</p> <p>（1）学校給食費の公会計化について</p>
	<p>藤本教育長      ただいまから、令和元年第12回教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議録の署名は、宮原委員さんと山本委員さんをお願いいたします。</p> <p>                    本日は、議案2件、報告事項1件、協議事項1件となっております。</p> <p>                    公開・非公開を確認する議案等はございませんので、順番どおり始めたいと思います。</p> <p>                    それでは、議案第1号の「教育財産の所管換えについて」事務局から説明をお願いします。伊藤教育施設管理課長。</p> <p>伊藤教育施設管理課長      議案集①の1ページを御覧ください。本議案は秋穂小学校の敷地の一部について所管換え、すなわち取得することについてお諮りするものでございます。</p> <p>                    1名称が、山口市立秋穂小学校学校用地の一部。2所在地が、山口市秋穂東字北蛭子6771番。3地目が、学校用地。4面積は、457.50平方メートル。5理由は、秋穂小学校用地として利用するため。6所管換え元は、山口市経済産業部農林政策課でございます。</p> <p>                    続きまして、議案参考資料②を御覧ください。</p> <p>                    1ページが秋穂小学校付近の見取図でございます。また、2ページが</p>

	<p>所管換えの部分でございまして、斜めハッチで表現しております。</p> <p>所管換えの経緯でございますが、もともとは秋穂小学校の敷地であったものでございます。平成17年の合併以前の平成15年に、この斜めハッチの土地と解体する前の建物については、秋穂農林水産物加工施設用地として、学校、教育委員会から農林政策課に所管換えされたものでございます。昨年度、加工施設としての利用がなく解体されたため、もともとの学校敷地に戻すものでございます。</p> <p>3ページが現在の状況でございまして、解体されて綺麗な土地になっております。</p> <p>5ページ中ほどのアンダーライン、昔の地番の6784番1と6785番が該当箇所でございます。既に平成17年地籍調査の結果として合筆され、農林政策課の土地は6771番として周りの学校敷地と1筆になっているものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
藤本教育長	議案第1号につきまして、意見、質問等はございませんか。
山本委員	現在の天皇陛下が皇太子時代に秋穂小学校を見学された際、御覧になられた加工場のことでしょうか。
伊藤教育施設管理課長	詳しくは存じ上げないのですが、秋穂地区の生活改善実行グループが10年ほどそこで活動されていたようです。しかし、構成メンバーの高齢化により、加工施設としての利用は続けられないという判断で、元の学校に戻すことになったと聞いております。
藤本教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>意見、御質問がないようでしたら議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号の山口市立学校の部活動方針について、事務局から説明をお願いいたします。重枝学校教育課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>それでは議案第2号、山口市立学校の部活動方針について説明をさせていただきます。</p> <p>議案集①の2ページ並びに資料③山口市立学校の部活動方針(案)を基に説明をさせていただきます。</p> <p>前回の定例会におきまして協議をいただきまして、それを基に中学校の代表等と協議を重ねたところでございます。結果的に、大きな変更はございませんが、再度の確認をさせていただくものでございます。</p> <p>国および県の方針を受け、運動部並びに今年8月に県から示された文化部の方針を踏まえまして、山口市といたしましては資料の1ページに</p>

	<p>ございます、2、部活動の位置付けと意義の上のところでございます「なお、小学校段階においても、中学校の部活動と同じように」ということで小学校も含め、スポーツと文化の活動を合わせた部活動の方針を作成いたしております。</p> <p>3ページをお開きください。5、適切な休養日等の設定のところ(1)休養日の設定について、学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日以上、土日(週末)については同じく少なくとも1日以上。前回まではこのところが1日であったものが、合計で2日以上という形で変更をかけたところでございます。活動時間等につきましても細かい設定はございますが、児童、生徒の健全な育成のために、この部活動方針を基に各学校の部活動が運営されていくという流れをこれから構築したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
藤本教育長	<p>議案第2号について、意見や質問等はございませんか。 横山委員。</p>
横山委員	<p>適切な休養日等の設定について、4ページのイ「週末に云々」のところですが、結局は、その週の週末である土日に、休みがなくてもよいということになるのでしょうか。</p>
重枝学校教育課長	<p>今、御指摘いただきました箇所につきまして、週休日に練習試合等で活動を行った場合につきましては、翌週の平日に振替(休日)を設ける、もしくは翌週の週休日(週末)1日のところに2日休みを設けるとい形になります。若干休みは連続いたしますが、そこはこのイの部分で対応するという形でございます。</p>
藤本教育長	<p>宮原委員。</p>
宮原委員	<p>5ページの9、参考資料の暑さ指数に応じた注意事項ということで、これは熱中症防止の指針であるかと思いますが、気温だけではなく湿度が心配なときもあります。あとは急激な温度変化、例えば前日とは大きく温度が異なるということになると、その時の気温だけでは測れない問題が生じ得ます。そういったところを含めて総合的に考えていただきたいと思います。湿度並びに前日からの急激な温度変化等も含めて指針に付記していただければと思います。必ずこれに記載しなければならないということもないかも知れませんが、周知はしていただきたいです。</p>
重枝学校教育課長	<p>今、御指摘いただきました部分については運営をしていく中で、必ず児童、生徒の安全は守らなくてはならないところがございます。暑さ指数につきましては、気温と湿度で暑さ指数が設定されてまいります。暑さ指数が31となれば「危険」となります。こういうときに気温のみを見ると概ね35度の猛暑日であって、湿度を加味すると指数は31以上になりやすいです。その辺りも含めて学校には指導をしてみたいと考えております。また、前日との気温差等につきましても今年度の8月末は涼しく、9月に入ってから再び急に暑くなってまいりました。そう</p>

	<p>いう点も踏まえて部活動には細心の注意を、また教育活動にも注意を払うよう指導してまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	佐藤委員。
佐藤委員	<p>温度計や湿度計は全ての活動箇所に付いているのかという疑問があります。例えば卓球部が2階にあるような場合では、職員室の温度計、湿度計の数値とそことは大きく異なるということが考えられると思います。それぞれのところに温度計と湿度計があれば意味があると思いました。</p>
重枝学校教育課長	<p>学校の状況によって温度差、湿度差はあると考えております。教室のある建物の温度管理については、これまで教室によってストーブをつける、つけないといった状況があることから温度管理はできていると思いますが、湿度も含めた温湿となると学校ごとに状況が異なります。その辺りを含めて今後、きちんとした対応ができるように十分に指導してまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	竹内委員。
竹内委員	<p>4ページの6、生徒のニーズを踏まえた環境の整備の(1)生徒のニーズを踏まえた部活動の設置等の工夫の本文一番下の行です。合同部活動等の取組みを検討するとありますが、これは同じ学校の中で合同ということであるのか、それとも他校と合同という意味のどちらになるのでしょうか。</p>
重枝学校教育課長	<p>両方の側面がございますが、合同部活動等については他校との連携も大きく踏まえております。</p>
藤本教育長	宮原委員。
宮原委員	<p>先日も中学校に訪問して参りましたが、部活の活動時間等も今回の議題に上がるのでいろいろと伺いました。先生方によって部活動の意義や取り組み方が異なります。それは先生に限らず保護者や地域の方々にもあてはまることです。</p> <p>「活動時間を制限するのはなぜなのか」というところが医療的、科学的根拠をもって、この時間帯が最適で、これを超過すると子どもの成長に大きな負荷並びにリスクを伴うということが説明できれば、先生方にも深く理解いただけたと思います。単に上から言われたという形になってしまうと、いろいろな抜け道を探るようなことになりかねないかと思えます。</p> <p>なぜこのような方針になったのかという意味をしっかりと先生方と共有し、学校内で話し合っていただくことが重要であると思います。また、学校から保護者や地域の方々にそれをよく理解してもらうという点については、市教委からも広報等を通じて周囲から理解を深めていくことに繋がる取り組みがあれば、それを進めていきたいと思えます。</p>

重枝学校教 育課長	<p>この部活動の方針について承認をいただきましたら、分かりやすい1ページものの資料があると、中学校の校長も保護者へ説明しやすいという意見もございますので、その辺りの内容も踏まえた説明資料を各学校へ配布していきたいと考えております。</p>
	<p>その他ございますか。</p> <p>ないようでしたら議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは議案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の令和元年9月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。藤本教育部長。</p>
藤本教育部 長	<p>それでは議案の3ページでございますが、これからは別冊④の令和元年9月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況についてで御説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>今回の一般質問については、9名の議員から御質問がございました。1ページには尾上議員の「日本一本を読むまち」、2ページには中野議員の「教育の機会確保と合理的配慮について」、伊藤青波議員の「デジタル社会に向けての学校教育について」、桜森議員の「日本一本を読むまち」。3ページにまいりまして、伊藤斉議員の「教育施設の充実について」、西村議員の「学校教育ICTの活用について」。4ページには野村議員の「教育行政について」、山本議員の「うつ病対策について」、馬越議員の「学校教育について」でございます。</p> <p>それではお一人ずつ御説明をさせていただきます。</p> <p>6ページの尾上議員でございます。ここでは「ア令和2年度予算編成について」の中にある「②日本一本を読むまち」、「一 まちじゅう図書館」、「二 図書館の魅力アップ」、「三 学校図書館司書の増員」でございます。</p> <p>7ページの②でございます。</p> <p>一 まちじゅう図書館として取り組まれているサテライトライブラリーには無造作に本が置かれている、またカフェ以外への店舗への配本や店舗での貸し出しが必要であるが、この取り組みに対する評価と今後の展開を伺う。</p> <p>二 魅力アップのため、資料購入費の維持、増額や正規職員の増員が必要であるがどう考えるか。</p> <p>三 学校図書館司書について増員を考えるのがいがかか。</p>

以上3点の質問でございます。この質問に対する答弁は、私がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

9ページからが、答弁の内容でございます。

前段の部分で、サテライトライブラリーの目的を述べております。現在、カフェ6店舗において展開しており、毎月50冊から60冊を中央図書館からボックス形式により配本をしております。店舗の運営に支障のない範囲で設置をしていただいております。1店舗あたり月平均約130名の方に御利用いただいております。また、このライブラリーの運営に御協力をいただいている事業者さんに対しては計6回の講座を中央図書館にて開催していただいております。こちらには206名の市民の皆様へ御参加をいただいたところでございます。加えまして、これらに関連する資料の展示方法の工夫もいたしております。

サテライトライブラリーは本年10月から本格実施することとしており、現在、新たな事業者の募集も行っているところでございまして、カフェ以外の業種や市内全域への拡大を図っているところでございます。

この事業につきましては新たな図書館利用者数の獲得に加えて、新たな交流や賑わいの創出を考えているところでございます。店舗での貸し出しにつきましては、システムを構築する必要があることや事業者さんの多くの負担があるため、そのあり方についても今後、研究してまいりたいと考えております。

11ページ下段のア②「図書館の魅力アップ」についてでございます。本年3月に中央図書館がリニューアルオープンいたしまして、イベント等が可能な交流スペースや共同利用スペースの整備をするほか、タブレット端末等のポータブル機器の貸し出し、館内で飲み物を飲みながら過ごすといった運用の変更もいたしております。入館者は中央図書館では本年4月から6月において前年同時期と比べ、4.3ポイントの増加をいたしております。また、蔵書の種類や量を増やすことについても計画的に行っており、13ページにございますが、県内13市の中では予算として一番多く、中国地方の同規模の都市と比較しても上位にございます。また、職員の企画立案能力に加え、求められた資料、情報を速やかにかつ的確に提供することが必要でありますことから、職員個々の実践力を身につけたいと考えております。市内にはいろいろな図書館ボランティア団体がおられますことから、皆様の御協力を賜りながら図書館サービスの向上に努めてまいりたいと答弁をいたしております。

3つ目の「学校図書館司書の増員」についてでございます。議員は「学校図書館司書」とおっしゃっていますが、私どもといたしましては「学校司書」という言い方にしております。その辺りで答弁に違和感を覚えられるかもしれませんが、ご了承願います。

この学校図書館司書についてでございますが、14ページになります。



学校教育においても効果的な指導を行うため、学校図書館においてその機能を発揮することが必要でございます。

平成18年に14名を配置した学校司書は、現在までに10名を増員し計24名の体制となっており、県内他市と比較しても遜色ない状況でございます。学校司書の役割として学校教諭や図書館担当教員と連携して環境整備や運営補助を行い、子どもたちの読書活動の支援を行っております。また、中央図書館の職員が各学校へ訪問し、ブックトーク、学校司書の研修会へ参加、情報提供、アドバイスをし、調べもの学習など学校からの要望に応じて団体貸し出しをするなどの支援を行っているところでございます。今後は、学校司書が兼務している学校数を見直すなど配置の調整を行うとともに、情報共有を行う研修会を実施するなど現行の体制でさらに効果を高める取り組みや、保護者、地域の皆様などの地域人材の活用を進めていきたいという答弁をいたしております。

次に16ページ、中野議員でございます。「イ教育の機会確保と合理的配慮について」でございます。

質問の要旨といたしましては、教育を受ける機会を奪われている児童、生徒に対する学習機会の確保策や医療的ケア児に対する教育機会の確保策、通学に関する移動支援などの福祉行政とともに教育行政が主体的に子ども達の教育機会を確保すべきということで、合理的配慮の提供に関する今後の展開も踏まえた障がい児や不登校児への多様な教育機会の確保についての考えを伺うということでございました。

17ページからが答弁でございます。様々な事情で学校に登校できない児童、生徒が増加しており、学習機会を確保することが全国的な課題となっております。人間関係のつまずき、学習や集団生活への不安、生活リズムの乱れによる昼夜逆転等、複雑化かつ多様化しているため、学校、家庭、地域、関係機関が連携することによりその解消に努めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、保健室や相談室などの別室での学習、放課後登校により学習支援を受けるなど個別ニーズに合わせたきめ細やかな支援をいたしております。また同時にスクールカウンセラーが面談し、「学校に登校しづらい」等の思いをじっくり聞き取り、心の安定や周囲の環境を整える支援を行うとともに、場合によってはスクールソーシャルワーカーを派遣し、登校に向けた支援を行っております。

さらに山口市教育支援センター「あすなる教室」や学習支援員派遣事業等を活用し、学習機会を確保しております。また、指導主事や教育相談員が相談を受けるとともに、状況に応じて山口県ふれあい教育センター等の専門機関の紹介等を行うなど、ケースに応じ学習機会の確保に努めてまいりたいと思っております。

医療的ケアが必要な児童につきましては、山口市教育支援委員会にお

いて専門的な見地や学校や地域の状況を踏まえた総合的観点から本人や保護者に情報提供を行い、その意向を尊重しながら就学校の決定をいたしております。就学後のケアにつきましても日々の健康状況を把握するとともに、教育環境の整備や医療、福祉等の関係機関と連携し学習機会の確保に努めております。また、通学等に支援を要する児童、生徒につきましては、安全を最優先にしながら教育活動に支障がない通学方法で対応し、送迎が一時的に困難になった場合には外部ヘルパーが支援を行う「移動支援事業」の対象となることがあり、そのような情報も保護者に提供してまいりたいと考えております。

今後の対応につきましては、児童、生徒、保護者の状況を的確に把握して情報共有することが重要であり、コミュニティ・スクールや地域社会福祉協議会、民生委員、児童委員、保護司などさまざまな方々がいらっしゃることから情報共有を図ることが大変有効でございます。こうした取り組みは、学校や教育委員会のみにも留めることなく、例えば市長部局が主催する「子ども発達支援連絡会議」や「要保護児童対策地域協議会」等において共有化を図ってまいることといたしております。

教育委員会におきましては、教育機会を確保するため、合理的配慮の提供に努めるとともに、地域の方や関係機関との連携、協働に積極的に取り組みまして、山口市版のコミュニティ・スクールのあり方について、今後、研究を重ねてまいりたいと考えております。なお、こちらは教育長が答弁いたしております。

次に22ページの伊藤青波議員でございます。「ウ デジタル社会に向けての学校教育について」ということで、「①ICTの専門的な知識をもつ人材の確保」、「②ICT環境整備の状況」の教育長答弁でございます。①については、ICT教育そのものが新たな業務となっていることから、教員のサポートを行うICTの専門知識を有する人材の確保について伺うものでございます。②といたしましては、ICT環境整備状況並びに全国の国公立私立大学、公的研究機関を結んでいる学術通信ネットワークを開放されるとのことであるが、山口市はこれをどのように活用するのかを伺うものでございます。

それでは、24ページからが答弁内容でございます。専門的知識を持つ人材の確保については、現在、山口市においては学校にタブレット端末や電子黒板等のICT機器の導入を順次行っております。一方で、導入されたことに伴い、操作方法の把握、ICT機器を活用した授業の改善、設置準備など教員にとっては新たな業務となっております。システムエンジニア経験者や基本情報技術者資格保有者等のICTに関する専門的な知識を有する「情報教育支援員、支援補助員」を7名雇用いたしております。授業計画の作成補助や授業中の教員及び操作方法の分からない児童、生徒への支援、機器の不具合の対応などを行っております。



また、山口情報芸術センター「YCAM」が有する技術やノウハウを取り入れられるようワークショップを昨年度から開催いたしてございまして、時代に即した支援に努めているところでございます。

次にICT環境整備の状況についてでございます。26ページでございます。次期学習指導要領においては、「情報活用能力」を高めるということからICT環境の整備をしていただくようお願いをいたしております。この水準は教育用コンピュータ1台につき生徒3.6人、電子黒板、実物投影機を1学級あたり1台整備すること、超高速インターネット接続普及率及び無線LAN整備率を100%にすること、教員1人につき1台の校務用コンピュータを整備することなどとされております。

本市におきましては、本年度中学校におけるICT整備を完了いたしますことから、山口市内の全ての小、中学校において水準を達成する見込みでございます。また、学術通信ネットワーク「SINET（サイネット）」を小、中学校及び高等学校等にも開放する方針も定められております。これは全国を世界最速の100ギガビットネットワークで結んでおり、遠隔地合同授業が可能になることや学術コンテンツ、クラウドサービスが利用可能になるものでございます。しかしながら詳しい情報がまだ示されていないことから、現時点では必要な費用や効果等の検討が行われている状況でございまして、本市においてどのように活用できるのか情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、29ページの桜森議員でございます。「イ 日本一本を読むまちづくりについて」でございます。

質問内容でございますが、市立図書館については、ユニバーサルデザインに配慮した施設の状況はどのようになっているのかということでございます。また、障がいのある方の読書環境のさらなる改善に向け、今後の予算確保や取り組みについて何うものでございます。さらに、点訳ボランティア団体等の支援について後継者育成などの図書館ボランティアの人材育成に向けた取り組みについて何うものでございます。

30ページからが答弁でございます。本市では「日本一本を読むまち」を目標に掲げ、歩みを進めているところでございまして、読書の好循環の創出に努めております。これまでの机や書架の位置、高さ、資料の展示方法などユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行っております。加えて、中央図書館においては本年3月に、エントランスに広く利用しやすいテーブルや閲覧席の設置をはじめ、分かりやすい動線確保のための書架の再配置を行ったところでございます。また、読書環境の充実については、障がいのある方にも読書を楽しんでいただけるよう、デジタル機器を活用したデジタイズ図書や点字図書の充実にも取り組んでおります。点字資料は600点余り、大活字本を4,000点余り提供

いたしております。あわせて中央図書館では拡大読書機の更新や拡大鏡（ルーペ）の配置、音声読み上げソフト等を搭載したパソコンの設置、また、各地域の図書館においても拡大鏡の貸し出しや筆談用のコミュニケーションボードを設置しております。また、県立図書館と連携し、マルチメディアデジター図書、音声デジターの貸し出し、わかりやすく書かれているLLブック、点字付き絵本、触る絵本の貸し出しも行っております。このように多くの方に図書館を利用いただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に、点字ボランティアへの支援についてでございますが、点字や音訳の御支援をいただくことで読書の関心を高めることに繋がり、大変意義深い取り組みであると認識いたしております。こうしたことからボランティア団体を支援する職員の資質向上に努めるとともに、ボランティア団体への運営サポートや後継者を育成するための研修、講座等を開催いたしております。このようなことから「日本一本を読むまち」に繋がり得る様々な取り組みに鋭意取り組んでいく所存でございます。

次に34ページ、伊藤斉議員でございます。「イ 教育施設の充実について」の「トイレの洋式化」に関する質問でございます。ここは私が答弁をいたしております。

山口県内の学校のトイレの洋式化率は全国一低いということ踏まえ、洋式化が計画的に進められる必要がある。昨年も質問がございまして、その地点で39.6パーセントと答弁されたが本市における現状と今後の取り組みについて伺うものでございます。

35ページからが答弁でございます。トイレの洋式化については教育環境改善のための課題の一つであり、和式トイレの洋式化、床の乾式化、手洗い水栓などの非接触化の3点を併せた改修に取り組んでおります。校舎や屋内運動場の増改築や大規模改修等の計画がある場合はその計画の中で、計画が当面ない学校においては洋式トイレの設置数が少ない学校から順次、整備することといたしております。

平成28年度は、全国平均で43.3パーセント、県平均26.7パーセント、本市34.8パーセントでございました。本年4月1日現在では、本市で42.8パーセントとなっており、昨年度の39.6パーセントから3.2ポイント上昇いたしております。今後は、国の交付金等を確保し、令和4年度までに50パーセント、計画最終年である令和9年度までには60パーセントを達成できるようにしてまいりたいと考えております。トイレの洋式化をはじめ、学校施設の環境整備に計画的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、37ページの西村議員でございます。「ウ 学校教育ICTの活用について」でございます。「①第2期教育振興基本計画」、「②教員研修やサポート体制」でございます。質問の要旨につきましては、①

ではICT環境整備を進めていると思うが、現在までの状況と今後どのように学校に活用していくのか。②では教員への研修やサポート体制について伺うものでございます。答弁は38ページからでございます。

学校教育ICTの活用についてでございます。先ほど申し上げましたように、文部科学省の次期学習指導要領においては、情報活用能力を重要視し、ICT整備環境の推進が求められております。本市においては平成26年度、市内の小、中学校1校ずつでタブレット端末導入実証研究を行い、平成27年度から小、中学校でのICT環境の整備を計画的に行ってきたところでございます。小学校においては平成29、30年に児童用タブレット端末や普通教室への電子黒板の設置をはじめ、超高速インターネットへの接続率及び無線LAN環境整備率100パーセント、教職員1人に対して1台の校務用コンピュータの設置等を行い、第2期教育振興基本計画の水準を達成しております。中学校につきましても本年度中に水準を達成できる見込みでございます。

授業では、算数での図形や理科の植物等材料の拡大提示、デジタル教科書とタブレット端末を活用した児童同士の考え方の交流などを行っております。ICT機器の活用については、タブレット端末を「ほぼ毎日活用している」と答えた教員が28パーセントから35パーセントに増加し、電子黒板についても「ほぼ毎日活用している」と答えた教員が21パーセントから45パーセントに増加しております。また、児童からは「タブレット端末を用いた授業のほうが分かりやすかった」との声や、授業を行う教員からも「子どもたちの意欲に違いがある」という報告が上がっております。「児童一人一人がどんなことに気づいているかを把握でき、話し合い活動についても活用できる」との報告もでございます。これの利用により学力定着と向上が図られ、中学校においても同様の効果が期待されているところでございます。

今後は、ICTの持っている利点を活かしながら、分かりやすく深まる授業の実現を目指しているところでございます。

次に、教員研修のサポート体制についてでございます。教育委員会におきましては、全ての小、中学校の情報担当教員を対象に「情報教育研究会」を開催いたしております。また、この成果を各学校に持ち帰り校内研修を行うとともに、各学校で実施したICTを活用した授業内容をデータベース化し、全ての学校で共有することで授業に取り入れられるようにしているところでございます。

人的なサポートといたしましては、システムエンジニア経験者などのICTに関する専門的な知識を有し、機器のトラブルへの対応や授業のサポート、ICTを活用した授業への助言等を行う「情報教育支援員、支援補助員」を7名雇用しております。今後ますます進展することが予測される情報化社会においても、ICT環境の整備を計画的に進めると

ともに、これらを活用した魅力ある授業展開をできるようにしてまいりたいと考えております。これは教育長答弁でございます。

次に、43ページの野村議員でございます。「イ 教育行政について」の「①特別支援学級の現状と課題」、「②合理的配慮」、「③認知機能強化トレーニングの導入」でございます。

「①特別支援学級の現状と課題」については、通常の学級から特別支援学級へ在籍変更の手続き及びその際の保護者と学校、医療機関との連携について現状と課題を伺うものでございます。「②合理的配慮」については、本市にける発達障がいのある子どもへの合理的配慮の取り組みについて伺うものでございます。「③認知機能強化トレーニングの導入」については、教育現場へ導入する必要があると思うが、本市の見解を尋ねるといふものでございます。

45ページからが答弁で、私が答弁いたしております。「①特別支援学級の現状と課題」についてでございます。在籍変更の検討をする場合においては、校長や特別支援教育校内コーディネーター等から構成される「校内教育支援委員会」で協議し、保護者と学校が慎重に話し合いを進めて合意形成を図っております。教育委員会では各学校から提出された在籍変更の希望について、医師、学識経験者等を委員とする「山口市教育支援委員会」で審議、判定し、その判定内容をもとに再度、保護者との合意形成を行うこととしております。判定に際しては専門機関の検査結果や診断書が必要となっておりますことから、時間がかかる場合が見受けられます。教育委員会といたしましては、早期からの専門機関との連携の必要性について校長会や研修会等においてより一層の指導をしてまいりたいと考えております。

次に、「②合理的配慮」でございます。合理的配慮に対応する本市の対応につきましては、「山口市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及びその留意事項を策定し、校長会、特別支援教育担当教員の研修会などを活用し、その対応についての周知を行っております。合理的配慮の取り組みといたしましては、視覚的には黒板前面の掲示物を取り除き、聴覚的には机や椅子の脚にテニスボールを付けて雑音を軽減することにより、授業に集中しやすい環境づくりに努めております。また、授業の中では積極的に電子黒板やタブレット端末等を活用し、視覚的な情報を提示することで子どもの興味関心を引きつけるなどの工夫を行っております。この取り組みについては本人および保護者と学校が常日頃からコミュニケーションを重ねていくことが必要でございます。今後も子どもたちにとって分かりやすく、学びやすい環境づくり、授業づくり、そして安心感や達成感のある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

48ページの「③認知機能強化トレーニング」でございます。議員か

らご紹介いただきました認知機能強化トレーニングとは記憶、言語理解、注意、知覚、推論、判断といった認知機能の強化をするトレーニングでございます。市内の特別支援学級や通級指導教室でもこれを活用しているところもございます。また、これに限らず、眼の諸機能を鍛えることによって脳の活性化をさせ、集中力や情報処理能力などを高めていくための「ビジョントレーニング」、自分の思いを正確に伝え対人関係を円滑にしていくための「ソーシャルスキルトレーニング」などのさまざまな取り組みが学校でなされております。教員委員会といたしましては、これらの活用事例について情報提供を行い、発達に応じた指導に努めてまいりたいと考えております。

次に50ページ、山本議員でございます。「ア うつ病対策について」の「③学校現場での対応」でございます。質問の要旨は、51ページでございます。

教員の正しい知識の習得に加え、生徒についてもうつ病に対する学習機会が必要であると考え、山口市の現状と対応について伺うものです。

私の答弁でございます。52ページでございます。学校現場での対応についてでございますが、文部科学省においては年間の欠席日数が30日以上の不登校児童は増加傾向にあるとされております。この治療に対しましては、本人に近い家族や学校関係者の対応が重要でございます。現在、各学校におきましては、児童、生徒の生活の様子や友人との関係、心の状態を把握するため日常的に児童、生徒の様子に目を配り、教職員間で情報共有を行っております。また、週1回の生活アンケート、個別教育相談を実施し、場合によってはスクールカウンセラーによる本人や保護者への面談を行うなど、一人一人に寄り添った支援を行っております。今後は、教員へのうつ病に対する正しい知識習得のため、情報収集や、校長会や教育相談担当者研修会を通じ、関係機関との連携を視野に入れた早期対応の必要性について理解を深めてまいりたいと考えております。

児童に対するうつ病に関する学習機会については、疾病そのものを取りあげた学習は行っておりません。保健学習の中で、心の健康について学んでおり、ストレスへの向き合い方や心の健康を学習する中で、発達段階に応じた学習を積み重ねていくことが重要であり、未然防止、早期発見、早期対応に繋がるものと考えております。教育委員会といたしましては不登校等の背景にある児童、生徒の内面に目を向けて心の教育の充実に努め、教職員に対しましてうつ病の正しい認識の下、適切に支援を行うよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に55ページの馬越議員でございます。「ア 学校教育について」の「①新学習指導要領に対する準備状況」と「②教育現場におけるI C



Tの活用」についてでございます。これは教育長答弁でございます。

まず、①については外国語教育、プログラミング教育の内容並びに本市の準備状況、今後の課題について問うものでございます。②についてはICTの整備について新学習指導要領に示された学習指導や部活動等でどのように活用していくのかを問うものでございます。

56ページからが答弁でございます。新学習指導要領に対する準備状況でございます。来年度から新学習指導要領の全面実施に向け、円滑に移行することが重要でございます。外国語活動においては平成30年度に小学校3年生から6年生までの授業時数を15時間増やし、今年度からは来年度以降の全面実施の時数を確保し、実施しているところでございます。また、授業の中で生きた英語にふれることが重要であることから、段階的に外国語指導助手の増員を行うとともに、外国語指導助手と教員が連携した体制を整えております。小学校教員の指導力向上につきましては、放送大学と連携したオンライン受講による研修を行うとともに、外国語指導助手による夏季研修会、山口大学と連携した冬季研修会、また、本年8月21日には文部科学省から講師を招いて、外国語教育の目指す方向及びその指導方法について研修会を行っております。外国語の指導を行う教員の中には、まだまだ不安を抱えている者がいるのが現状でございます。効果的な活用方法や11月以降に公表される外国語科の評価についての研修会等により不安が払拭できるよう取り組みを進めてまいることといたしております。

小学校のプログラミング教育についてでございます。どのように指示すればよいのかを論理的に考えていく「プログラミング的思考」を養っていくことが狙いとなっております。必要なICT機器の整備については、児童用タブレット端末や電子黒板の普通教室への設置、無線LANの整備等を行っており、ICT機器の環境は全国的に見ても高い水準となっております。今年度、県のプログラミング教育指定校でございます鑄銭司小学校の研究成果や先進都市のつくば市への視察から得た情報を小学校情報教育研究会で共有し、各校での実施事例に合わせて校内研修会の活用を進めております。今後はICT機器の活用技術のさらなる向上や教育課程の編成、種々の課題が想定されるため、円滑な移行に向け適切に対応してまいりたいと考えております。教育現場でのICT活用状況調査においては「ほぼ毎日活用している」と回答した教員の割合は、一昨年度と昨年度を比較したところ、タブレット端末では28%から35%に増加し、電子黒板は21%から45%に増加しております。算数科ではデジタル教科書を活用し、図形を操作しながら立体を組み立てる授業や、社会科ではお互いの考えをタブレット端末の画面に比較、共有する授業等により児童の興味、関心を高める工夫をしております。児童の学びの進捗をリアルタイムで確認し、個に応じた支援を行い学力向上

の一助になっているものと考えております。中学校の部活動においては教師用のタブレット端末を用い活動の様子を撮影し、技術や戦術を子どもたちと指導者が一緒に振り返りながら、映像を見ながら練習するなど主体性や課題解決能力の向上を図っているところでございます。今後は、中学校に生徒用タブレット端末等のICT機器の配置が完了することから、生徒が「わかった」、「楽しい」と実感できる授業や部活動の取り組みを進めてまいることとしております。また、Web会議システムを用いた遠隔合同授業の日常化や、海外の小、中学校との交流授業、部活動の遠隔指導等、将来を見据えた幅広い活用についても研究してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましても、より効果的なICT活用を推進し、未来を生きぬく子どもたちの育成に取り組んでまいる所存でございます。

引き続き、62ページの「教育民生委員会概況報告」についてご説明申し上げます。

1点目として「全国学力・学習状況調査」についてでございます。本市の結果といたしまして、小、中学校ともに国語、算数・数学において平均正答率が全国平均および県平均以上であり、概ね良好な成績であったと考えております。英語につきましては、全国平均と同率、県平均を若干上回る結果となっております。各校では自校の課題解決に向けた授業改善や補充学習に取り組んでおります。この結果の公表については9月下旬に市のウェブサイトにてお知らせする予定でございます。

次に、63ページでございます。「山口市立学校施設空調設備整備PFI事業」の進捗についてでございます。空調設備については、本年8月末で中学校17校および幼稚園10園において所要の工事を完了し、2学期から本格的に使用できる状態となっております。また、小学校33校は設計に着手しており、早期設置に向け事業の推進を図ることとしております。

以上でございます。

藤本教育長

報告第1号について、意見、質問等はございませんか。  
宮原委員。

宮原委員

図書館のサテライトライブラリーについてご質問いたします。  
「カフェ以外の業種や」という記載がありますが、病院の待合室等でも設置できるようにはできないでしょうか。医療の場所では衛生面の問題もあるかと思いますが、病院によっては1時間、2時間も待たされる病院があります。その時間を使って本を手にとっていただきたいと思っております。

藤井中央図書館長

昨年の1年間に関しましては、カフェに業種を限定していましたが、今年の9月1日からホームページ上で募集を行い、現在はチラシでも募集を行っており、その中には医療機関も含めさせていただいております。

	ただし、大規模な医療機関になりますと、セキュリティー上の問題もございませうことから、小規模の医療機関を想定しております。
藤本教育長	他にございませうか。山本委員。
山本委員	<p>37ページからのICTに関わる西村議員の答弁です。</p> <p>私達も学校訪問をさせていただいておりますが、現状でICTの活用が増えてきていることを目の当たりにしています。予算をかけて市が配慮していることが反映できていると感じませう。</p> <p>以前ですが、タブレット端末を用いた授業を拝見しました。そこで子どもたちがどのような反応をしているのかを一画面で全て見ることができるといふ、いわゆるアナライザー的な扱い方をしている授業場面に出くわしたことがございませう。しかしながら、それを必要以上に行われてしまうと私ならば授業嫌いになると思いました。なんだか常に監視されているような気がしてしまひませう。個の思考や思いがICTを使って効果的に反映できるようなタブレット端末を用いる授業の指導のあり方について、情報教育研究会でしっかりと練って情報共有していただきたいと思ひました。</p> <p>また、41ページに「ICTを活用した授業内容をデータベース化し」とございませうが、これについてはどこのサイトを見れば分かるのでしょうか。</p>
藤本教育長	重枝学校教育課長。
重枝学校教育課長	授業のデータベース化につきましては、ファーストクラスという学校間でつながれた回線の中で行っております。一般的なところから見られるようなシステムには現在なっておりませう。
藤本教育長	佐藤委員。
佐藤委員	<p>資料46ページのイ②「障害を理由とする差別の解消に関する法律」といふ箇所では「障害」といふ漢字が使用されています。これについて国は漢字を使用しており、同ページの下方では「本市におきましては『山口市における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』」とございませう。おそらく山口市では全ての施策において「障がい」といふ平仮名を併せた表記を用ひていると思ひませう。</p> <p>そのほかの部分でも「障害」といふ漢字を用いた表記が散見されますが、この辺りについて統一される予定でいらっしやいませうでしょうか。障がい福祉課ではこの記載について厳格にされていまひました。例えば「障害編」といふような記載に関しては漢字にするといふ資料作成上のルールがあるようです。</p>
藤本教育長	藤本部長。
藤本教育部長	法律上漢字で記載している書き物については、当方でも漢字を用ひませう。このような答弁書は議会で起こしまひますが、その際には表記が適切と

	<p>なるように議会で直します。したがって表に出るときは直された表記となっております。</p>
藤本教育長	<p>他にございますか。 佐々木委員。</p>
佐々木委員	<p>I C T関係で山口市の学校の通知表は現状では紙媒体で作成されていますでしょうか。デジタル化されて紙媒体を廃止する動きがあると聞き及んでいますが。</p>
藤本教育長	<p>重枝学校教育課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>市内の小、中学校の通知表いわゆる「あゆみ」や保護者へお示しする子どもの成績状況につきましては、処理についてはパソコン等を用いて行いますが、お渡しするのは紙媒体でございます。</p>
佐々木委員	<p>関連して、ノートパソコンがタブレット端末に変わっただけでは、使う意味や価値がわかりにくいところもあります。将来的には学術情報システム（S I N E T）と連動して授業、出席、試験、教員の業務が統合される形でシームレスに進む。そこにはマイナスの側面もあると思います。仕事単位でパソコンに入力していくということがなくなり、仕事をしていれば各種データが蓄積されていく方法であるようです。おそらく、これまではタブレット端末を使った授業を中心に研究が進められてきたと思いますが、授業以外のところや授業との連動、統合させた形での利用方法については今後も研究を進めていくとのことですから期待したいと思います。</p>
重枝学校教育課長	<p>ありがとうございます。効果的な活用方法についても研究を進めてまいります。</p>
藤本教育長	<p>続きまして協議事項に移ります。 それでは協議第1号の「学校給食費の公会計化について」、事務局から説明をお願いいたします。 中村教育総務課長。</p>
中村教育総務課長	<p>協議第1号「学校給食費の公会計化について」でございます。 議案参考資料②の6ページを御覧ください。 学校給食費の公会計化の1「経緯」といたしましては、学校給食費の公会計化を促進し、教職員の業務負担を軽減することを目的として、令和元年7月31日付けで文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が公表されたところでございます。ガイドラインには、公会計化した場合に見込まれる効果や検討の進め方として、移行準備の工程や検討期間、情報管理の方法、徴収方法の対応、未納対応の方法などの検討事項が示されております。 2「学校給食費の公会計化のイメージ」でございますが、現状では各学校で給食費の徴収管理をいたしております。学校ごとになるので私会</p>

計になります。児童、生徒の保護者が学校給食費を口座振替等で学校長の口座に支払いをしていただきまして、それを食材業者へ支払っているという流れでございます。右側に示しておりますのが公会計化になります。市が給食費を徴収管理いたします。これを「公会計」と呼びます。学校給食費を口座振替等で山口市の会計口座へ振込みをしていただいて、市の会計から各給食の食材業者に支払うという流れでございます。

3「公会計化の主な効果」でございますが、1つ目は、教職員の負担軽減でございます。時間的、精神的負担の軽減につながるものでございます。2つ目は、引き落としができる金融機関が今までよりも増えるため、保護者の利便性の向上に繋がるということでございます。さらには、学校ごとに行っていた業務を一元化して集約することができるため、学校給食費の徴収、管理業務が効率化できるようになるものでございます。そして、市の会計課から支出することになるため、つまり市の財務規則に則った処理ができ、安定的に供給できるようになるため、学校給食費の管理における会計の透明性や公平性の確保もできるようになるものでございます。

4「公会計化の主な課題」でございます。食材の調達方法について、現在では、25ある調理場は、それぞれ独自に食材を調達しております。今後、公会計化されれば市の財務規則に則って行われることから、食材の調達方法をどのようにしていくのかという課題がございます。新たな財政負担や組織体制の整備というところでは、徴収管理を一元化するので、管理システムの導入にかかる財政負担や、教育委員会で事務を行う職員の配置といった課題がございます。また、学校給食費が未納となった場合には、督促等の対応を行う必要がございます。公会計化への移行に際しては、私会計時の債権を併せて継承することになります。その手続き方法も課題となってまいります。最後に、条例等の整備でございますが、給食の管理条例や規則等を整備する必要がございます。そこをどういった対応のものにしていくのかという課題がございます。

こうした効果と課題を踏まえまして、5「本市の対応」でございます。現在、本市においては、学校給食費を私会計により学校ごとに徴収、管理しておりますが、今後は文部科学省から示されたガイドラインを参考に、学校給食費の公会計化への移行について小、中学校および学校関係者、市長部局等と課題を整理しながら、丁寧かつ具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。ガイドラインでは準備期間を2年と示しておりますが、そういったものを参考に進め方を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

藤本教育長

協議第1号につきまして、各委員から御意見をお願いいたします。  
山本委員。

山本委員

とても難しい問題であるというのが第一印象です。公会計化すること



	<p>は、これまで学校の校長先生や事務担当の先生方が徴収について悩んでおられたことが負担軽減されるという点では良いことであると思います。しかしながら公会計になったときに、それが解決できるのかというと決してそうではないと思います。なぜなら負担が市にかかってしまうからです。そこのところをどう解決していくのかが、大きな問題であると思います。公会計にすることで、例えば献立一つを取ってみても、これまでならばある程度、献立委員会で共通の献立を作りながら、学校独自で柔軟に対応できていた部分があったと思います。公会計によってそのところにどういった規制が増えてくるのか、もしくは献立作りができなくなるのかを考えないとならないです。徴収額にしても夏休みや学年末に栄養教諭さんが細かい計算をして調整をしています。メニューが異なると学校によって調整方法も異なるため、そういった場面での柔軟な対応ができにくくなるのではないかと思います。</p> <p>また食材を共通にするということは、これまで栄養教諭さんが汗水流して独自メニュー用の食材、例えば山口県産のいわゆる地場産食材で生産者さんの顔も思い浮かべることができるような食材を入手してきたわけですが、共通での食材購入となれば今までは勝手に異なってきます。そこのところの解決についても柔軟に模索していかなければならないと思います。多くの課題が今後、現場の先生方に聞けば出てくると思います。そこを十分に検討していただきたいと存じます。</p>
藤本教育長	中村教育総務課長。
中村教育総務課長	<p>山本委員がおっしゃられるように、食材の調達方法や献立の作成方法については、これから栄養教諭、学校とよく協議しながら検討してまいりたいと考えております。公会計化をすれば必ず一括購入をしなければならないということではございません。他市の事例ですが、調味料等の市内のどこの学校でも共通に使えるようなものは一括購入し、それ以外の食材は今までもお各調理場で調達をしているところもございます。しかしながら、市の財務規則に則って行わなければならないので、その辺りとの整合は必要になります。地産地消を図る独自メニュー等を今まで実践されてきたことも、十分に理解しております。また、地元の商店から仕入れているということもあれば、その影響も出てくるとお考えられますので、その辺りにつきましても、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	<p>その他、御意見はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>

署名	<p>上記のとおり相違ありません。 令和元年9月26日</p> <p>教育長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------